

## 個人情報の取り扱いに関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、高津5・6街区支会の所有する個人情報の取り扱いに関する事項を定めることにより、個人情報の適正な取得および管理をはかり、支会会員の個人情報及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の定義を次のように定める。

- (1) 個人情報とは、生存する個人の情報であって氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 情報主体とは、個人情報から識別され、または識別できる個人をいう。
- (3) 記録文書とは、支会において保有している個人情報を記録した文書および電子データ（支会会員名簿、住所、入退会届け等）をいう。

### (責務)

第3条 支会は、個人情報の取り扱いともなう個人の権利、利益等の侵害の防止に関して、必要な措置を講じよう努めなければならない。

- 二、支会の役員はこの細則及び関連法令を厳守するとともに、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏洩しまたは不当な目的に使用してはならない。また、役員はその役を退いた後も同様とする。

### (個人情報管理者)

第4条 支会は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という）を置くものとする。

- 二、管理者は支会長をもってこれにあたる。
- 三、管理者は、支会業務範囲内における個人情報（以下「所管情報」という）の収集、提供および使用、管理並びに情報主体からの開示・訂正の請求等に関し、この細則の定めに従って適正に処理する責任を負う。

### (取得制限)

第5条 個人情報の取得は、支会の業務遂行に必要な範囲内で取得目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

- 二、個人情報の取得は、本人から適正かつ公正な手段によっておこなわなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 情報主体の同意がある場合
- (3) 出版、報道等により公にされている場合
- (4) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急性を有する場合または本人の同意を得ることが困難である場合

(5) その他管理者が、第三者から収集することに相当の理由があると認めた場合

(利用及び提供の制限)

第6条 支会は、取得した個人情報について、定められた目的以外に利用または提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 法令に基づいた提供依頼があった場合
- (2) 情報主体の同意があった場合
- (3) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、緊急性を有する場合または本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 当確個人情報を保有する当支会内において利用しまたは他の機関に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、情報主体の権利、利益等を不当に侵害するおそれがないことが明白である場合

(適正管理)

第7条 管理者は、所管情報の漏洩、滅失、毀損ならびに改ざんの防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。所管情報については、原則として五街区管理組合法人内に保管し施錠およびパスワード管理を実施することとする。

二、管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

(閲覧請求)

第8条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対して、閲覧請求をすることができる。その場合は、本人であることを明らかにして行うものとする。

(訂正または削除の方法)

第9条 情報主体は自己の個人情報の誤りまたは変更等があると認められる場合、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正、変更削除の依頼をすることができる。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、総会の決議による。

(細則外事項)

第11条 この細則に定めるものの他、個人情報の取り扱いに関する事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に従うものとする。

付 則

この細則は、令和5年5月27日より施行する。